

■ 計画を推進するために（行革プラン2013）

方針1 参加と協働のまちづくりの実践

対象	市民、地域コミュニティ、NPO等団体、調布市職員	意図	市民と必要な情報を共有しながら、多様な主体が活発に活動することで、参加と協働のまちづくりを進める
改革の視点	市民参加と協働の仕組みづくり、市民や市内の各種団体等との信頼関係の構築・連携、参加と協働の推進のための環境整備などを通じ、市民と行政の適切な役割分担や連携のもとで、参加と協働によるまちづくりを一層推進します。		
基本的取組の体系	1-1	市民参加プログラムに基づく市民参加の推進	
	1-2	参加と協働の推進のための環境整備	
	1-3	市政情報の積極的な提供	

社会経済状況の変化に伴い、多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かく対応するには、市民、地域コミュニティ、NPO、各種団体等の多様な主体が共に考え共に公共を担う、参加と協働によるまちづくりを進めていくことが重要となっています。

調布市では、参加と協働によるまちづくりを重視した自治の基本理念及び市民、市議会、市長の役割を明らかにし、市政運営の基本原則を定める条例づくりに取り組んできました。平成25年4月1日に、多摩地域で6番目となる自治基本条例※「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」が制定され、「まちづくりは、市民、市議会及び市長が、まちづくりに関する情報を共有したうえで、参加と協働により進めるものとする」ことを自治の基本理念として明記しました。

今後はこれを踏まえ、市民、市議会、市長が互いに尊重しながらそれぞれの役割を果たし、自治によるまちづくりを進めていくことになります。

※自治基本条例：市政（まちづくり）の基本的な考え方と仕組みを定める基本となる条例。分権型社会に向かう大きな流れの中で、自治体には自主・自立的で特徴のある市政が求められており、自治基本条例を制定することにより、市政の基本的な考え方や市民、議会、行政によるまちづくりの仕組みを確認し、地域の実情に応じた柔軟な施策の展開により、市民のニーズに応えていこうとするもの。

◆自治基本条例等制定状況（東京都内）

調布市は多摩地域で6番目に条例を制定しています

団体名	条例名	制定年月
清瀬市	まちづくり基本条例	平成15年4月
多摩市	自治基本条例	平成16年8月
三鷹市	自治基本条例	平成18年4月
国分寺市	自治基本条例	平成21年4月
小平市	自治基本条例	平成21年12月
調布市	自治の理念と市政運営に関する基本条例	平成25年4月

資料：各市ホームページ

1-1 市民参加プログラムに基づく市民参加の推進

行革プランにおける基本的取組の概要

- 市民参加・協働の仕組みづくりの着実な実践
- 市民参加を促進するための手続の構築

調布市は平成 16 年 11 月に「調布市市民参加プログラム」を定め、平成 22 年 3 月には具体的な実践のための指針となる「市民参加手続ガイドライン」、「協働推進ガイドブック」を策定し、参加と協働のまちづくりを推進しています。平成 18 年度以降、市民参加手続により毎年 12,000 人以上が市政やまちづくりに参加しており、市民との協働による事業も毎年 50 件以上実施されています。一方で、市民参加手続きでは参加層の拡大が、協働事業では協働に関する理解・意識の共有がそれぞれ課題になっています。

地方分権が進展する中、多様な主体による参加と協働を推進するには、市民と行政がまちづくりの方向性を共有し、その実現に向け、適切な役割分担のもと、お互いを尊重しつつ、連携を図っていく必要があります。

◆市民参加・協働に関する指針等策定状況

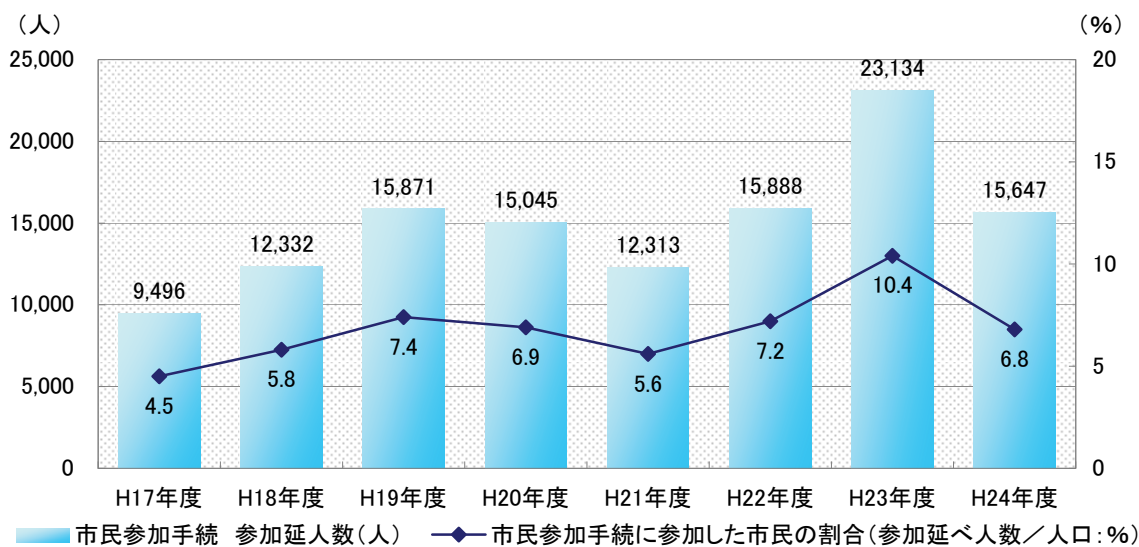
近隣 9 自治体では平成 23 年までにすべての市で指針が策定されています

団体名	指針名	策定年月日
調布市	調布市市民参加プログラム	平成 16 年 1 月
	調布市パブリック・コメント指針	平成 19 年 2 月
	市民参加手続ガイドライン 協働推進ガイドブック	平成 22 年 3 月
立川市	立川市協働推進基本指針	平成 18 年 8 月
武蔵野市	武蔵野市 NPO 活動促進基本計画	平成 19 年 3 月
	武蔵野市市民協働ハンドブック	平成 20 年 4 月
三鷹市	三鷹市パブリックコメント手続条例	平成 18 年 3 月
	協働推進ハンドブック	平成 18 年 3 月
府中市	府中市 NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する指針	平成 15 年 8 月
日野市	日野市市民参加の推進に関する要綱	平成 6 年 3 月
	市民活動団体(NPO)と市との協働のための指針	平成 19 年 3 月
狛江市	市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	平成 15 年 3 月
	狛江市の市民参加と市民協働に関する推進指針	平成 16 年 1 月
多摩市	市民団体等との協働事業推進マニュアル	平成 20 年 4 月
稲城市	協働のまちづくりに関する指針	平成 23 年 11 月

資料：各市ホームページ

◆市民参加手続の参加延べ人数と参加した市民の割合の推移

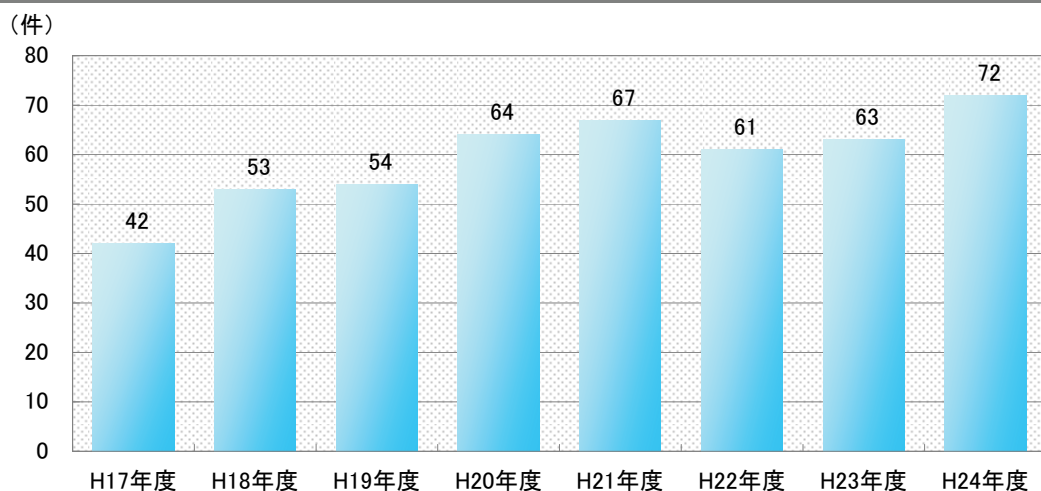
平成 16 年度に市民参加推進プログラムを策定して以来、市が実施した各種市民参加手続の参加者は概ね 15,000 人規模で推移しています



資料：調布市市民参加プログラム平成 24 年度実践状況報告書

◆協働事業の実施状況

年々増加を続け、平成 24 年度には 70 以上の事業を市民等との協働により実施しました



資料：調布市市民参加プログラム平成 24 年度実践状況報告書

1-2 参加と協働の推進のための環境整備

行革プランにおける基本的取組の概要

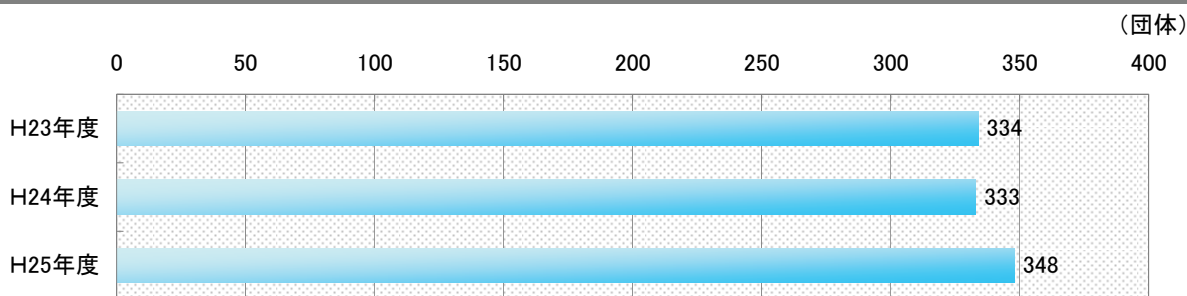
●市民活動・地域コミュニティ活動を促進するための支援の充実

「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」に基づき、参加と協働によるまちづくりの推進、コミュニティ活動の推進に必要な環境の整備を進めていく必要があります。

市内には、まちづくりの担い手となる市民活動団体が 300 以上存在し、様々な分野で市民活動や地域コミュニティ活動を行っています。その活動を促進する市民活動支援センターや地域福祉センターは、近年利用者が横ばいで推移しており、参加者も固定化している等の課題を抱えています。今後まちづくりに参加したことの無い市民に対する啓発がより一層求められます。

◆市民活動団体数

様々な分野の担い手として活躍する市民活動団体は市内に 300 以上存在し、その数はやや増加しています

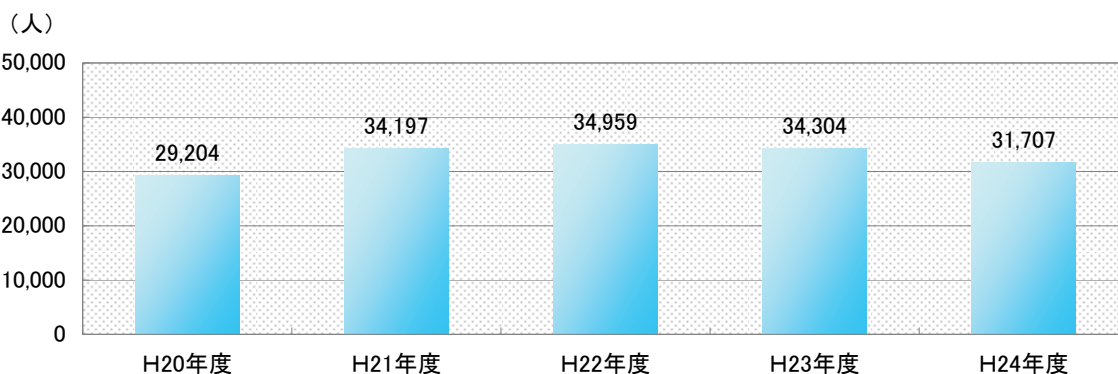


資料：市民活動団体リスト

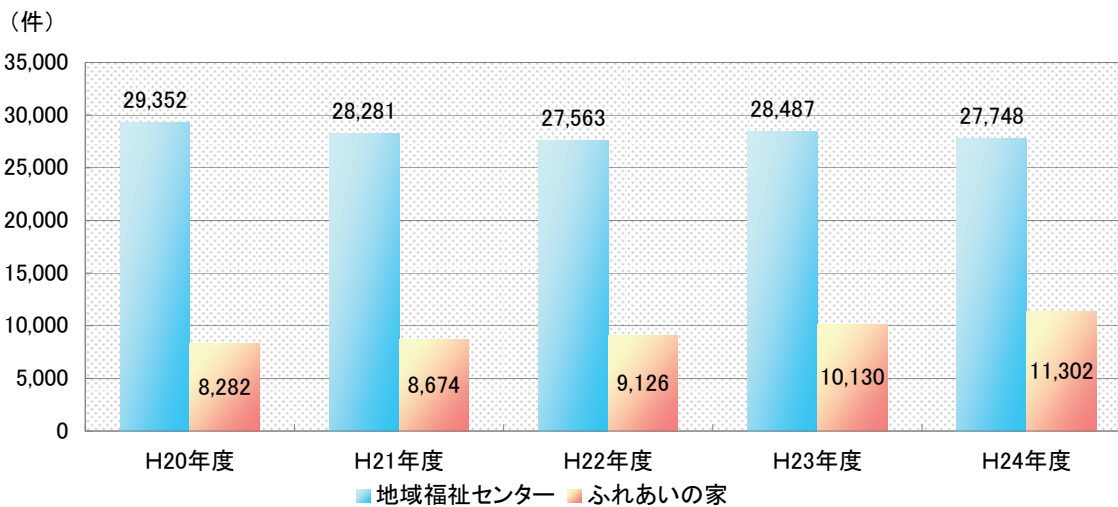
◆市民活動支援センター・地域コミュニティ施設の利用者数

いずれの施設も利用者または利用件数が横ばいで推移しています

市民活動支援センター



地域福祉センター・ふれあいの家



資料：調布市事務報告書他（協働推進課）

1-3 市政情報の積極的な提供

行革プランにおける基本的取組の概要

●市民への積極的な情報提供

参加と協働によるまちづくりを一層推進するため、より分かりやすい情報の発信により、市民との市政情報の共有を進める必要があります。

調布市では、市政やホームページをはじめ様々な広報媒体で市政情報を発信するとともに、報道機関にも積極的な情報提供をしています。平成 25 年度の、ホームページリニューアル時にはスマートフォン版ホームページ対応などの情報発信方法の改善に取り組みました。

市民には、全戸に配布し市内各所でも入手できる「市報ちょうふ」が最も読まれている一方、市のホームページやツイッター、議会のインターネット中継など、新たな情報提供手段として IT メディアが定着してきています。

各種メディアの特性や利用状況を分析し、利用者が欲しい情報を得やすい情報提供の仕方が求められます。

◆市の広報状況

紙媒体に加え、テレビ、ラジオ等でも市の情報を提供しています

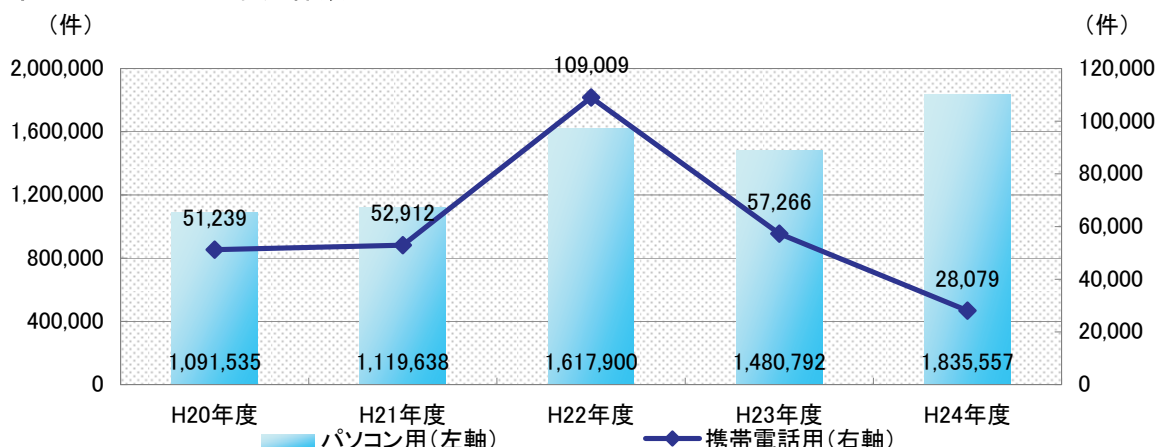
媒体名等	編集・発行状況	備考
市報ちょうふ	定例号	タブロイド判, 月 2 回発行 約 117,000 部
	特集号	計 5 回発行, 約 117,000 部
声の広報	24 回(約 20 本/回)	希望者へ郵送配布
テレビ広報ちょうふ	J:COM 調布・世田谷 毎日 12:00, 16:00, 20:00 各 30 分	※市報ちょうふのテレビ版
調布市ほっとインフォメーション	調布エフエム放送(83.8MHz) 月～金 9:15～9:30, 13:30～13:45, 16:00～16:15(再放送), 17:30～17:35, 21:00～21:15(再放送) 土・日 17:30～17:35	

資料：調布市事務報告書（広報課）

◆市のホームページ情報サービスのアクセス件数

パソコン用は 4 年間で 1.7 倍に利用が増え、市民の情報収集手段として定着しつつある一方、携帯電話用は 4 年前の半分になり、スマートフォンの普及等によるニーズ減少がうかがえます

市ホームページの利用件数



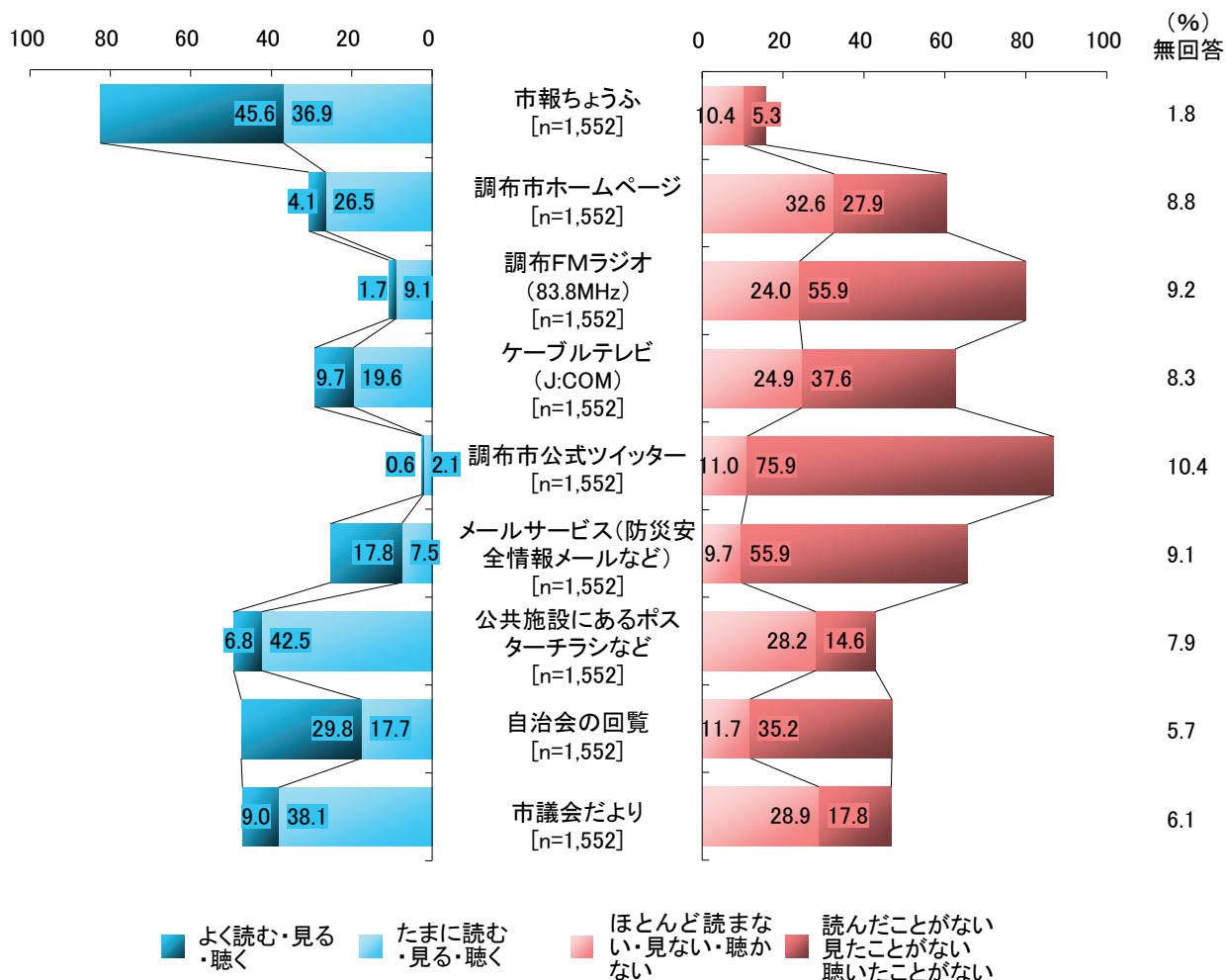
(参考) 市ホームページ(日本語版)以外の情報提供手段と利用状況

名称	利用状況
市公式ホームページ(外国語自動翻訳システム)	10,706 件
週刊マルちめ～(毎週金曜日発信)	1,775 人(平成 24 年度末)
ツイッター	フォロワー数 3,640 人(平成 24 年度末)

資料：調布市事務報告書（広報課）

◆市政情報の入手方法

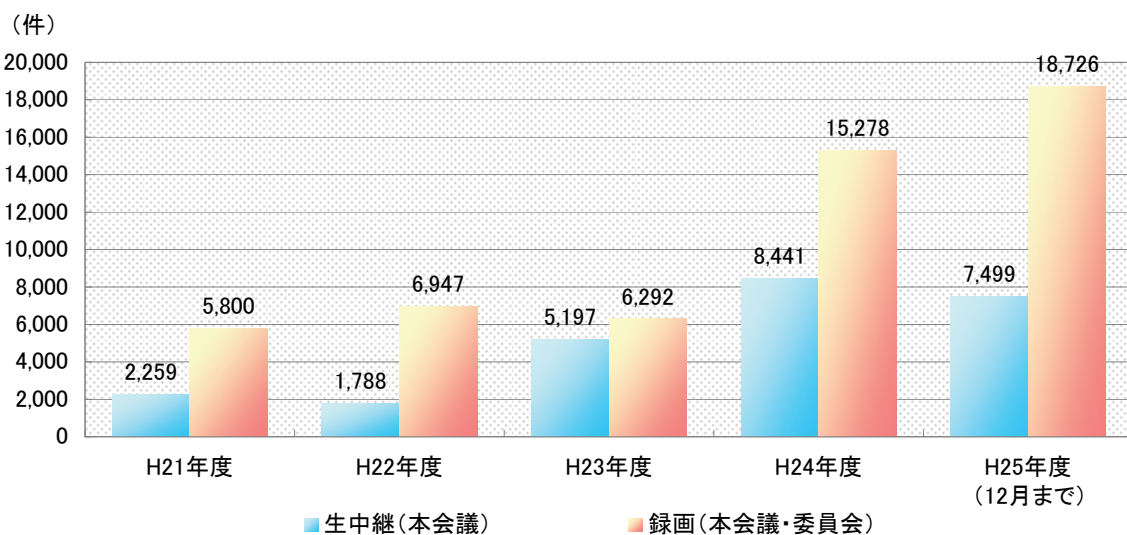
市民がよく見る媒体は市報、自治会の回覧などの紙媒体となっています



資料：調布市民意識調査報告書（平成 25 年度版）

◆市議会のインターネット中継アクセス数

利用件数は、生中継・録画ともに増加傾向にあります



資料：調布市事務報告書（議会事務局）

※生中継・録画の配信について、本会議は平成 21 年 12 月から、常任委員会は平成 25 年 2 月から実施

方針 2 効率的な組織体制の整備

対象	市役所の組織・システム	意図	質の高い市民サービスを効果的・効率的に提供する
改革の視点	市民のための市役所を実現するため、市民の視点に立って、市民満足度を高める質の高い市民サービスを効果的かつ効率的に提供することができるよう、市役所の組織・システムの見直しを進めます。		
基本的取組の体系	2-1	効率的で機能的な組織・システムづくり	
	2-2	市民サービスの提供主体の見直し	
	2-3	市民に信頼される市政の推進	
	2-4	広域的な連携の推進	

少子高齢化の進行や地方分権の進展に伴う行政需要の増加など、調布市を取り巻く社会情勢の変化に適切に対応するため、限られた経営資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果をあげるべく、全庁一丸となって、不断の行財政改革に取り組む必要があります。

2-1 効率的で機能的な組織・システムづくり

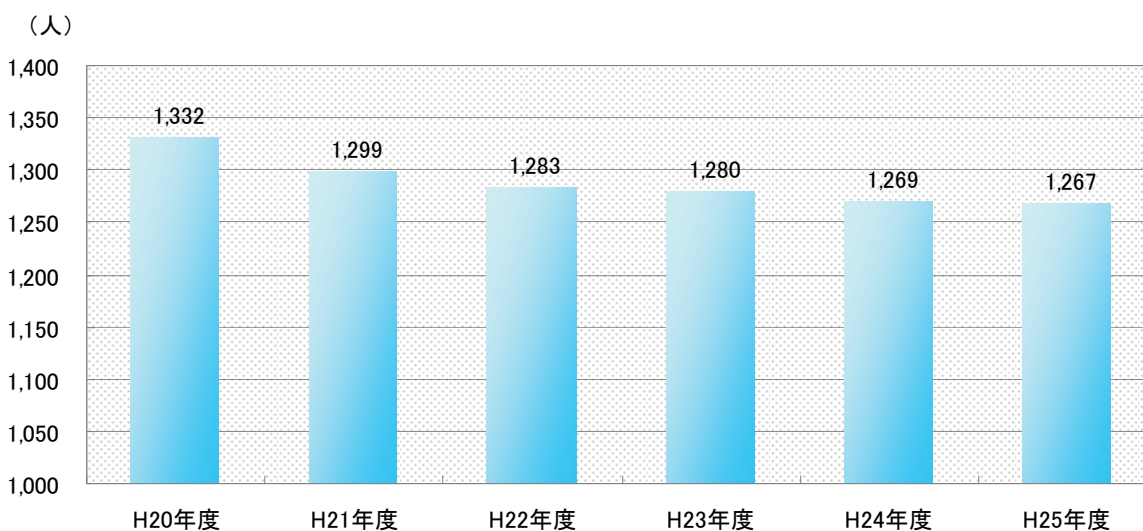
行革プランにおける基本的取組の概要

●効率的で機能的な組織・システムづくり

簡素で効率的な組織づくりを目指して、職員の適正配置と定数管理に継続して取り組むとともに、多様な雇用形態に基づく人材を効果的に活用するため、再任用職員や嘱託員・臨時職員の適切な任用管理、適正な配置に取り組む必要があります。

◆職員定数（常勤職員）の推移

職員定数（常勤職員）は、平成 20 年度と比較して、65 人削減しています

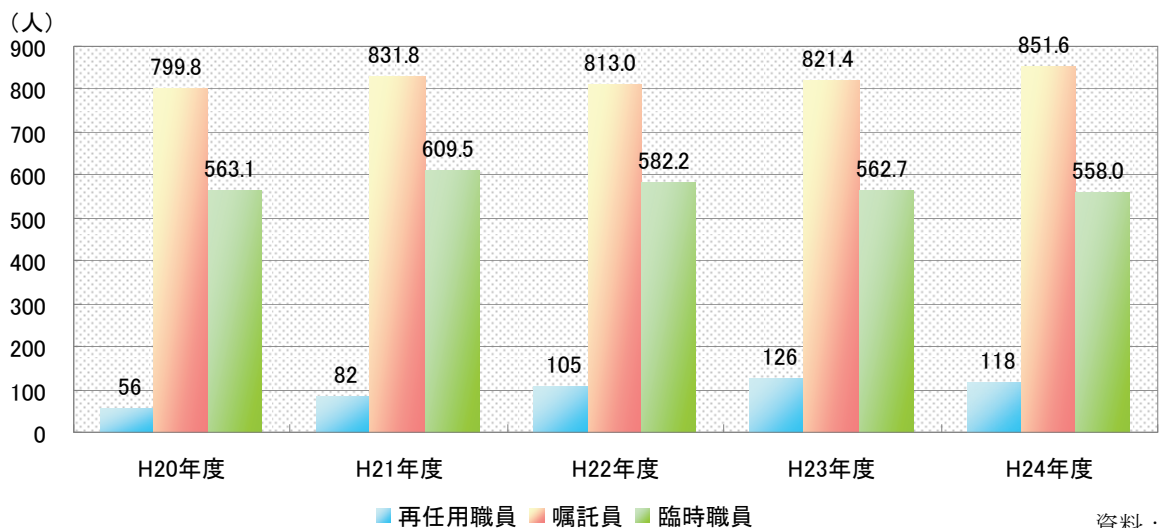


資料：人事課

※各年 4 月 1 日現在。

◆再任用、嘱託員・臨時職員の推移

再任用職員は団塊世代の定年退職に伴い、増加しましたが、平成 24 年度においては若干減少しました

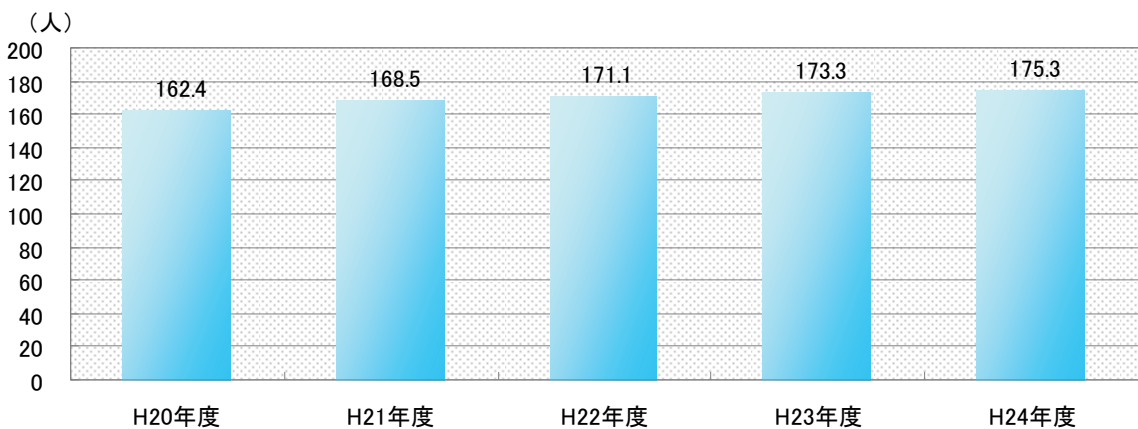


資料：人事課

※嘱託員の人数は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者を集計
 ※人数は、1か月当たり1人の雇用につき12分の1として算出した年間の雇用人数を記載
 ※国勢調査（H22）に従事する職員は除外

◆常勤職員1人当たりの人口

平成 24 年度においては、175.3 人となり、平成 21 年度から一貫して増加しています



資料：行財政改革課

※人口は平成 24 年 4 月 1 日の住民基本台帳人口（日本人）を用いている。
 ※近隣自治体との比較においては、調布市の職員数を 1,261 人としている。

2-2 市民サービスの提供主体の見直し

行革プランにおける基本的取組の概要

●市民サービスの提供主体の見直し

質の高い市民サービスの提供と行政の効率化を図るため、民間活力の導入を積極的に推進する必要があります。そのため、公共施設の用途・目的に合わせて、直営・業務委託・指定管理者・PFIなどの多様な運営形態を比較検証するとともに、公共施設の効果的・効率的な管理運営の在り方を検証する必要があります。

現在、市では指定管理者制度を22施設で導入するとともに、不燃ごみの収集業務、保育園・学童クラブの運営業務、学校給食の調理業務等において民間委託を推進しています。

◆指定管理者制度導入状況

ふれあいの家、市民プラザあくろすなど、22施設で指定管理者制度を導入しています

施設名	指定管理者	指定期間
ふれあいの家(17施設)	各ふれあいの家運営委員会	平成26年4月1日～平成31年3月31日
市民プラザあくろす	(株)セイウン	平成25年4月1日～平成30年3月31日
文化会館たづくり グリーンホール	(公財)調布市文化・コミュニティ振興財団	平成26年4月1日～平成31年3月31日
総合体育館	(公社)調布市体育協会	平成26年4月1日～平成31年3月31日
八ヶ岳少年自然の家	(株)レストラン・ピガール	平成26年4月1日～平成31年3月31日
武者小路実篤記念館	(一財)調布市武者小路実篤記念館	平成26年4月1日～平成31年3月31日

資料：行財政改革課

2-3 市民に信頼される市政の推進

行革プランにおける基本的取組の概要

●市民に信頼される市政の推進

行財政改革を市民と共に進めるため、行財政運営における透明性・公正性・信頼性の確保に努め、市民から信頼される市役所づくりに取り組む必要があります。

調布市では、特命随意契約の公表を平成23年度の1月から開始し、これまでに178件の契約事務が公表されています。随意契約は、特定の資産・信用・能力等のある事業者を容易に選定できるうえ、事務の効率化に寄与することができる一方、選定が一部のものに偏性する恐れがあったり、本来適正な価格によって行なわれるべき契約が不適正な価格によって行なわれる恐れがあります。そのため、随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項に明示されている場合に限り適用できるものであり、公正かつ合理的な理由が必要となります。

◆特命随意契約の公表状況

平成23年度から公表を始めており、これまでに178件の契約事務を公表しました

単位：件

	平成23年度	平成24年度		平成23年度	平成24年度
4月		15	10月		9
5月		21	11月		19
6月		8	12月		17
7月		9	1月	13	10
8月		16	2月	13	14
9月		9	3月	4	1

資料：契約課

※公表内容は、年度当初契約を除く物品の委託契約

◆地方自治法で定められている契約方式

方式	概要	長所	短所
一般競争入札	不特定多数による入札で競争を行わせ、そのうち地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定し、契約を締結する方法	機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。	契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたす。不良・不適格業者が混入する可能性が大きい。
指名競争入札	地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名して入札により競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式	一般競争入札に比べ不良・不適格業者を排除することができる。一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。	指名される者が固定化する傾向がある。
随意契約	地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法	競争に付する手間を省略でき、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定できる。契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。	地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から、単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、不適正な価格によって行われがちである。

資料：総務省「地方公共団体の入札・契約制度」に基づき作成

2-4 広域的な連携の推進

行革プランにおける基本的取組の概要 ●災害時における他自治体との連携の推進

災害対応などの広域的な行政課題に適切に対応し、質の高い市民サービスの提供や行政の効率化を図るため、他自治体等との連携・協力を推進する必要があります。

調布市では、近隣市町村との災害時相互応援に加え、姉妹都市・長野県木島平村をはじめ調布市から離れた・諏訪市・茅野市、山梨県甲府市、山梨市、大月市、韮崎市とも協定を結び、広域災害に備えています。

東日本大震災時の経験から、国や都が見直した被災想定を把握して、必要な防災協定の見直しを行うことが必要です。

◆他自治体との災害対策協定の実施状況

近隣市町村との災害時相互応援に加え、調布市から離れた長野県木島平村・諏訪市・茅野市、山梨県甲府市、山梨市、大月市、韮崎市とも協定を結び、広域災害に備えています

協定先自治体	内容	締結年
東京都	東京都防災行政無線局(以下「無線局」という。)の設置及び管理運用等	昭和 54 年
東京都	東京都防災行政無線に接続する端末機器(以下「端末機器」という。)の設置及び管理運用等	平成 2 年
狛江市	災害時等における情報の提供及び交換	昭和 58 年
多摩市	情報の提供及び交換	昭和 62 年
長野県木島平村	災害援助協定	昭和 63 年
三鷹市、府中市	消防の相互応援	昭和 60 年
狛江市	消防相互応援	昭和 45 年
八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市(現西東京市)、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきるの市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村	震災時の相互応援	平成 8 年
八王子市、立川市、府中市、日野市、国立市、甲府市、諏訪市、山梨市、大月市、韮崎市、茅野市	大規模災害発生時等における相互応援	平成 8 年
世田谷区	災害時における相互応援	平成 17 年
三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国立市、東京多摩青果株式会社	災害時における東八道路沿線 5 市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用	平成 24 年

資料：総合防災安全課

方針 3 人材の確保・育成

対象	調布市職員	意図	時代に対応した、これからのまちづくりに必要な人材の確保と育成を図る
改革の視点	職員一人一人が多様化・複雑化する市民ニーズに応え、市政の担い手として意欲を持って職務に取り組むことができるよう、採用、研修、自己啓発等を通じて、これからのまちづくりに必要な人材の確保と育成を図ります。		
基本的取組の体系	3-1	専門性を有する人材の確保と育成	
	3-2	人事・給与制度の見直し	
	3-3	研修の充実	
	3-4	職員の勤務環境の向上	

社会環境の変化に伴う市民ニーズの多様化・複雑化に対応するため、職員は常に行政課題の本質を見極めながら、新しい課題に対して的確に取り組む必要があります。

「団塊世代の職員」の大量退職とそれに伴う新規職員の採用により、入庁10年未満の職員が全職員数の4割弱を占めるなど大きく職員構成が変化しています。そのため、若手職員の計画的な育成や管理職人材の確保が必要となっています。

少子高齢化の進行や地方分権の進展など社会状況が大きく変化する中、国の制度改正や市町村への権限移譲に対し、適切に対応できる人材育成の重要性が高まっているため、個々の職員の計画的なキャリア形成や専門分野の拡大など、人材の確保・育成に一層努めていく必要があります。

3-1 専門性を有する人材の確保と育成

行革プランにおける基本的取組の概要

●専門性を有する人材の確保と育成

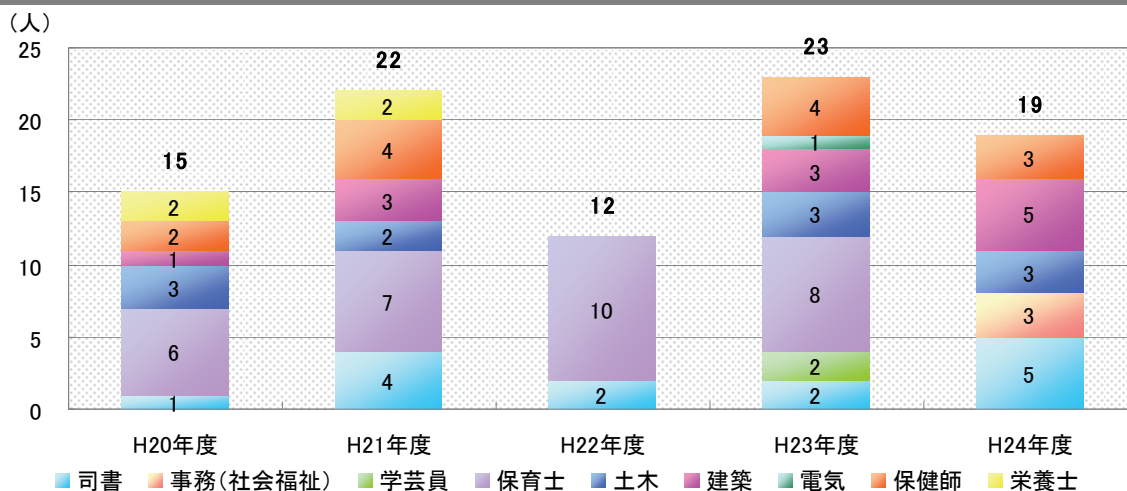
調布市職員には、保育士、保健師、土木、建築、司書等の専門職がいます。団塊世代職員の大量退職を経て、これまで蓄積されてきた技術の継承や専門知識の修得等、専門職人材の確保と早期育成が重要な課題となっています。

また、専門職の確保と併せて、特定の職務分野に精通した専門性を有する人材の育成にも積極的に取り組む必要があります。多様化する市民ニーズに対応することができるよう、資格取得支援制度の拡充や専門性を伸ばすための人事配置に取り組む必要があります。

職員への意識調査では、新たな技術・知識を吸収できたときにやりがいを感じる職員も多いことから、職員の意欲を引き出しつつ専門性を向上させる仕組みづくりも重要となっています。

◆年度別・職種別職員の採用状況（事務職を除く）

毎年 20 人前後の職員を専門職として採用しています



資料：人事課

3-2 人事・給与制度の見直し

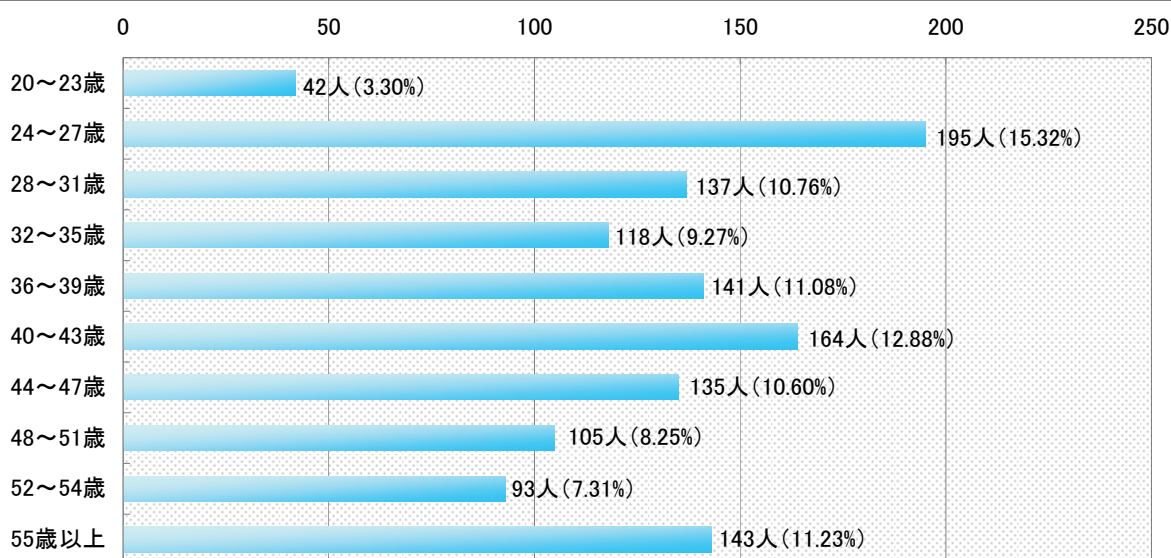
行革プランにおける基本的取組の概要

●仕事へのやりがいや昇任意欲を高めるための人事・給与制度の見直し

限られた人員の中で、職員が期待される役割を適切に果たし、仕事にやりがいを持って職務を遂行するためには、職員が働きやすい勤務環境を整備することも重要です。職員意識調査では、市職員の70%以上はやりがいを感じており、特に市民等に感謝されたときや、目に見える成果（結果）が出たときにやりがいを感じる職員が多くなっています。一方で、新たな職層へ昇任することへやりがいを感じる職員は少ない傾向となっています。達成感・成果が自他ともに評価できる仕組みとともに、昇任意欲を喚起する仕組みづくりが課題となっており、職務意欲を向上させる人事・給与制度改革の推進を引き続き進めていく必要があります。

◆調布市職員の年齢構成（平成 24 年度）

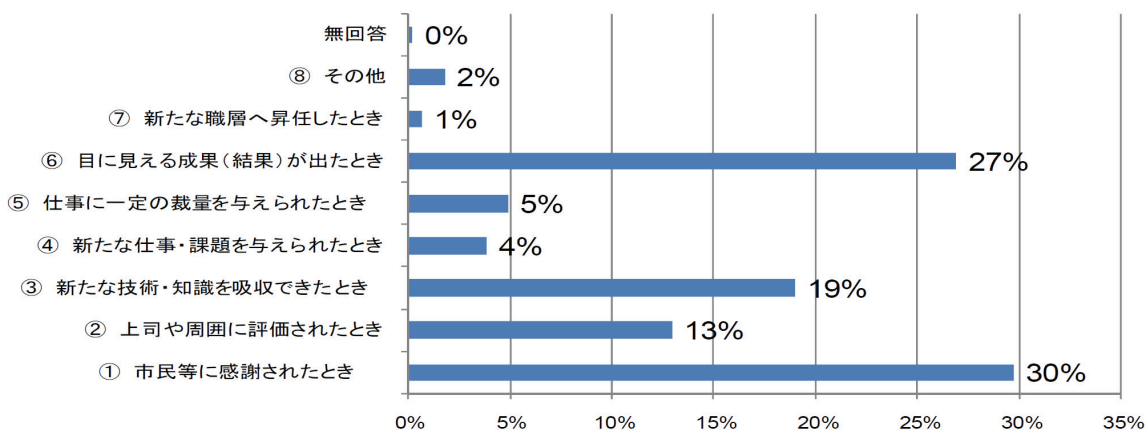
40 歳以上の職員が過半数を占めている一方、最も人数が多い年齢層は 24～27 歳です



資料：人事課

◆仕事でやりがいを感じる時

市民等に感謝された時や、目に見える成果（結果）が出たときなどにやりがいを感じる職員が多くみられます



資料：「第2期調布市人材育成基本方針」の策定に係る職員意識調査集計結果

3-3 研修の充実

行革プランにおける基本的取組の概要

●第2期調布市人材育成基本方針に基づく各種研修の推進

市民から高い信頼を得るためには、職員一人ひとりが公務員としての強い自覚を持ち、法令や服務上の規律等を遵守し、誠実かつ公正に職務を行わなければなりません。

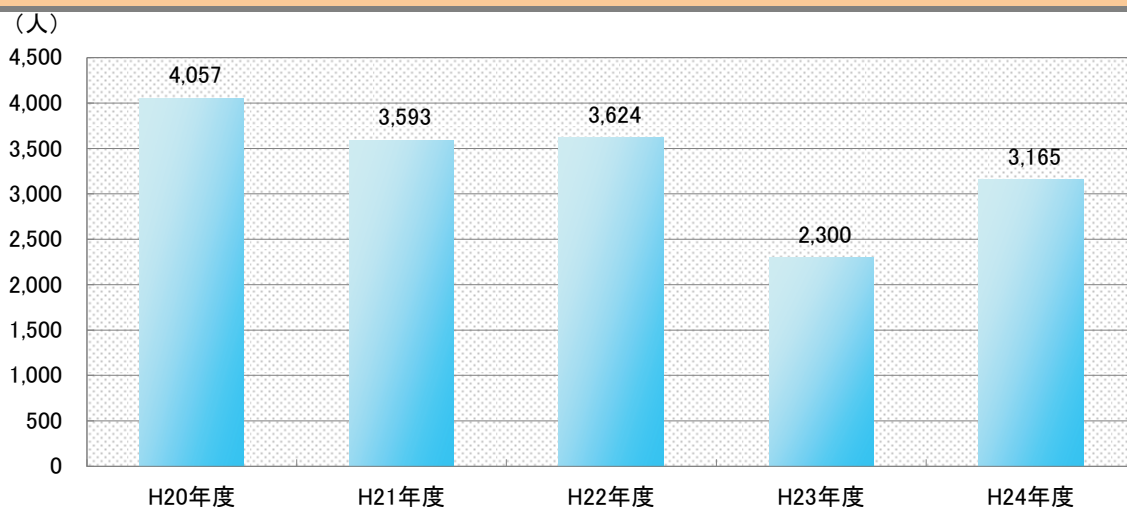
また、経験年数が浅い若手職員の早期育成や、高度化・複雑化する行政課題に対応できる知識や能力をもった人材の育成が求められています。調布市は、平成24年7月にとりまとめた「不適正な会計事務処理に係る再発防止対策」に基づく、職員の法令遵守意識の啓発や会計等の実務能力の向上を図るための研修等の充実に努めているところです。

職員研修は、人事評価制度導入時の研修や法令遵守研修を実施した年度に、延べ受講者数が増加しています。また、職場研修の延べ受講者数は、職場研修推進体制が徐々に定着してきた結果により、増加傾向にあります。

今後は、職場内外でそれぞれの特性を生かした研修を実施し、職員の能力や意識を高めていくことが求められます。

◆職員研修の延べ受講者数

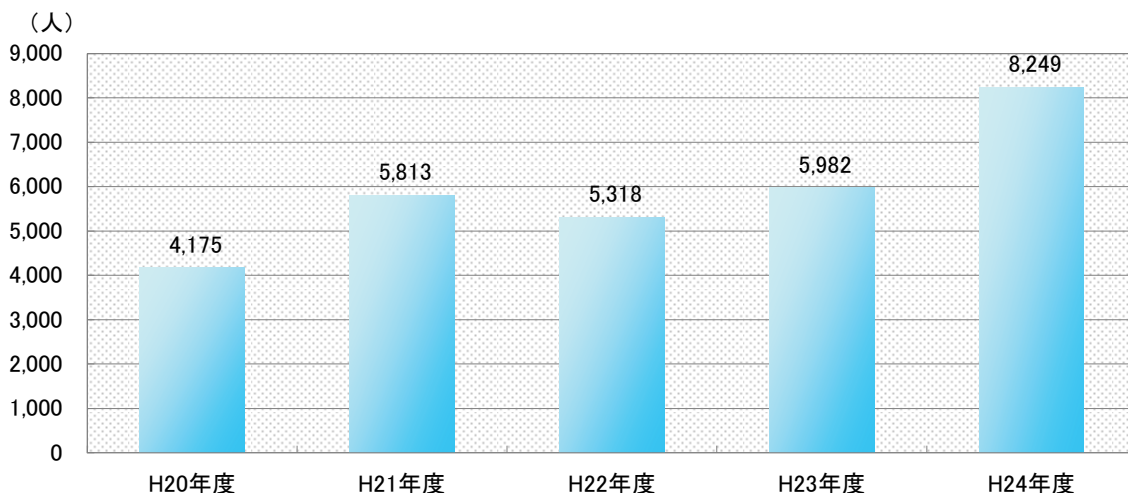
全職員を対象とした研修を実施した平成20・21・22・24年度は、延べ3,000人以上が受講しています



資料：人事課

◆職場研修の延べ受講者数

職場研修推進体制が定着してきており、延べ受講者数が増加傾向にあります



資料：人事課

3-4 職員の勤務環境の向上

行革プランにおける基本的取組の概要

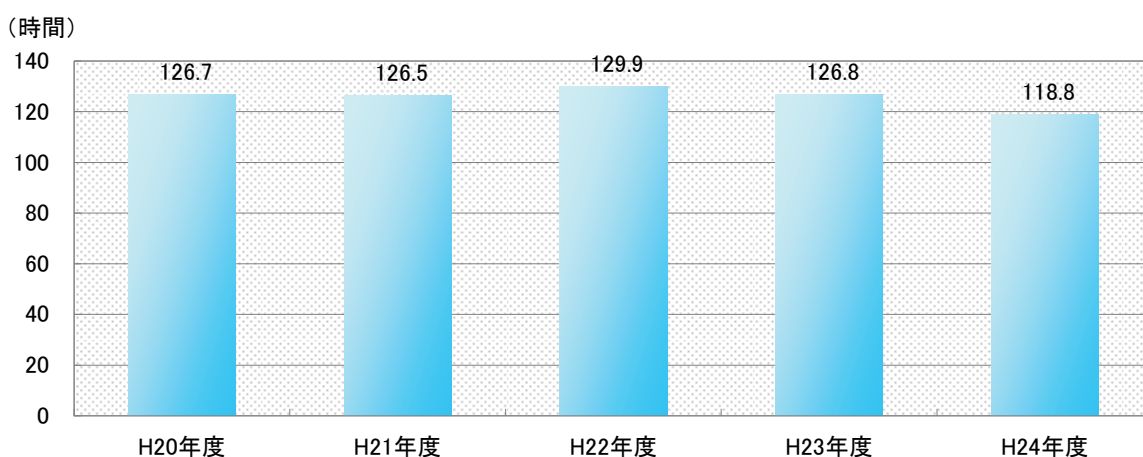
●仕事と家庭生活の調和を図れる職場環境づくり、働き方の意識改革等の推進

限られた人員の中で、職員が期待される役割を適切に果たし、仕事にやりがいを持って職務を遂行するためには、職員が働きやすい勤務環境を整備することも重要です。そのため、職務意欲を喚起する人事・給与制度改革の推進と併せ、仕事と家庭生活の調和を図れるような職場環境づくりを引き続き進めていく必要があります。

調布市役所では、職員一人あたりの年間平均時間外勤務時間が118.8時間となっており、一月あたりでは約10時間となっています。

◆職員一人あたりの年間平均時間外勤務時間

一人一月あたり約10時間で、24年度には前年度比約6%減少しました



資料：人事課

方針 4 計画行政の推進

対象	施策, 事務事業	意図	質の高い市民サービスを提供するため, 限られた経営資源を効果的・効率的に活用し, 計画的な行財政運営を推進する
改革の視点	将来にわたり, 安定的に市政経営を行い, 質の高い市民サービスを提供していくため, 計画(Plan)ー実施(Do)ー評価(Check)ー改善・見直し(Action)のマネジメントサイクルにより, 限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し, 計画・行財政改革・予算が一体となった行財政運営を推進します。		
基本的取組の体系	4-1	計画の推進	
	4-2	PDCA マネジメントサイクルによる行財政運営	
	4-3	健全な財政運営	

調布市総合計画に位置付けた各施策・事業を着実に推進するため, 今後も, 計画・行財政改革・予算が一体となった取組を推進する必要があります。

Column

◆調布市総合計画 基本計画（平成 25 年度～平成 30 年度）

- ・調布市が目指すべき将来都市像と, それを実現するための基本方針を示した「調布市基本構想」に即して, その基本方針を具現化するための主な施策の体系や各施策における主要な事業の概要を示すもの。計画期間は, 平成 25 年度を初年度とし, 前期 6 年間, 後期 4 年間。

<基本計画の特色>

- (1) まちの将来像の実現に向けた重点プロジェクトを明確にした基本計画
- (2) まちづくり指標により施策の到達目標を分かりやすくした基本計画
- (3) 参加と協働をより一層高める基本計画



調布市総合計画の計画期間

年度	平成(西暦)	25(2013)	26(2014)	27(2015)	28(2016)	29(2017)	30(2018)	31(2019)	32(2020)	33(2021)	34(2022)	
基本構想	調布市基本構想 (平成24年6月議決・策定)											
基本計画	前期基本計画 (施策・行革プラン)						後期基本計画					
				改定基本計画								
市長任期												

重点プロジェクトの構成

4-1 計画の推進

行革プランにおける基本的取組の概要

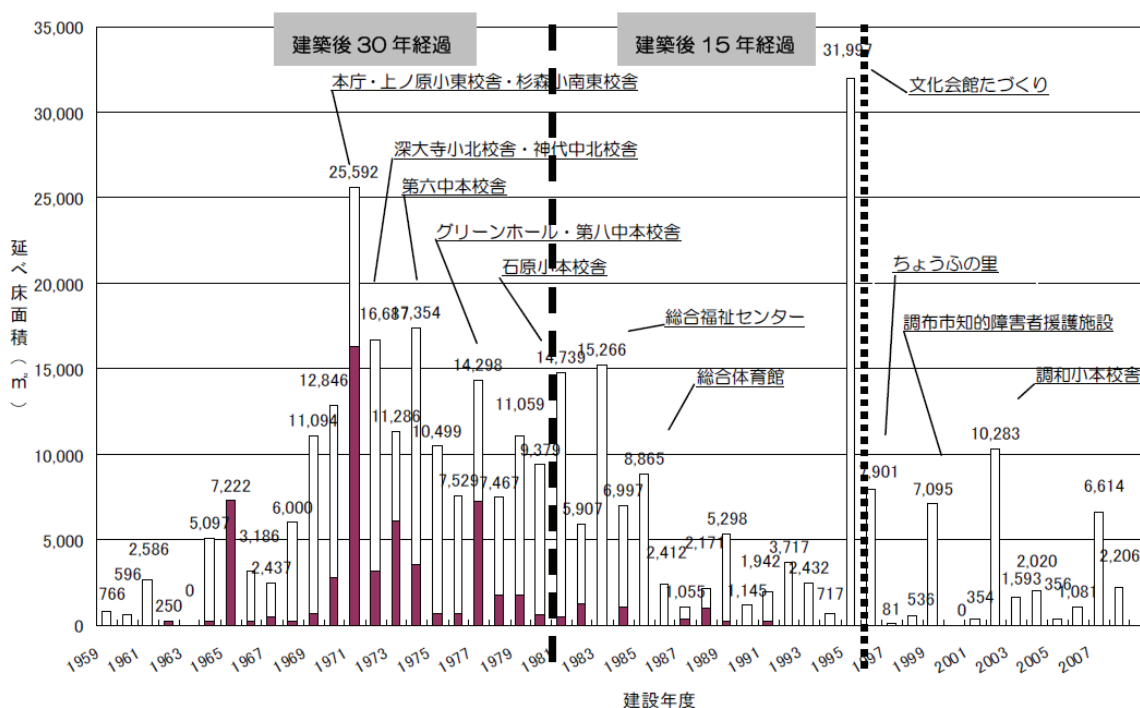
●公共施設の計画的な維持保全の推進と再配置の検討

高度経済成長と人口増加とともに、国や自治体が過去に建設した公共施設の老朽化が同時期に進み、その機能の維持・保全が全国的な課題となっています。

今後は、市民の共有財産である公共建築物の適切な維持保全と併せて、持続可能で効果的・効率的な行政運営を進めるため、既存の公共施設の現状を踏まえた、今後の公共施設のあり方について検討を進める必要があります。

◆建築年度別延べ床面積

経年に伴う建築物の劣化が進んでおり、今後、相次いで改修等が必要な時期を迎えることとなります



資料：調布市公共建築物維持保全計画（平成 22 年 3 月）

4-2 PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営

行革プランにおける基本的取組の概要

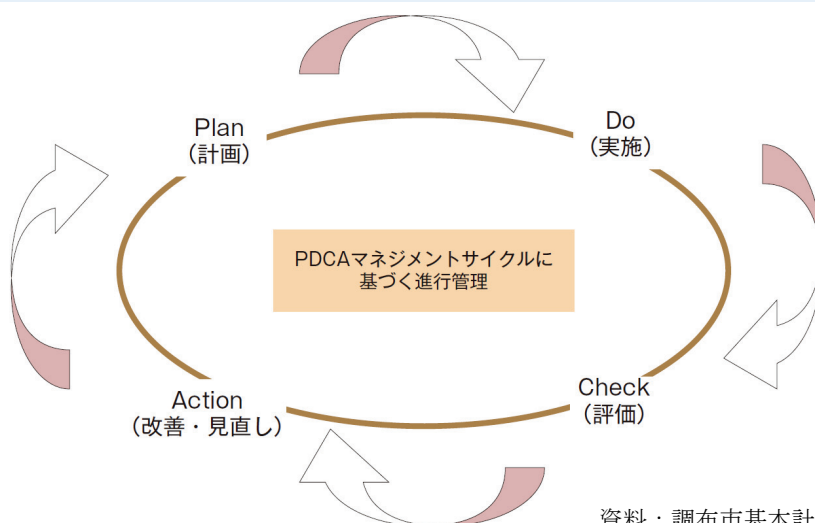
- PDCA マネジメントサイクルによる行財政運営
- （仮称）行財政改革推進委員会の運営

調布市では、限られた経営資源を活用し、多様化する市民ニーズへの的確な対応を図り、持続可能で効果的、効率的な行財政運営を確立し効果的・効率的にするため、行政評価システムによるPDCAマネジメントサイクルの推進に取り組んできました。

平成25年度においては、評価の効率性・実効性を一層向上させるため、財務会計システムと連携した行政評価システムを構築し、運用を開始しました。

質の高い市民サービスを提供するため、行政評価の取組を継続し、PDCAマネジメントサイクル※による行財政運営を推進していく必要があります。

※PDCAマネジメントサイクル：典型的なマネジメント・サイクルのひとつで、①Plan（計画）②Do（実施・実行）③Check（検証・評価）④Action（改善・見直し）の4つの段階をつなげたもの。この4段階を順次行って1周したら、「④Action」を「①Plan」に反映させ、次の取組みに活かしていくことで、継続的な業務改善を図る。



資料：調布市基本計画

4-3 健全な財政運営

行革プランにおける基本的取組の概要

- 財政規律ガイドラインに基づく財政運営
- 自主財源の確保と補助金等の適正化

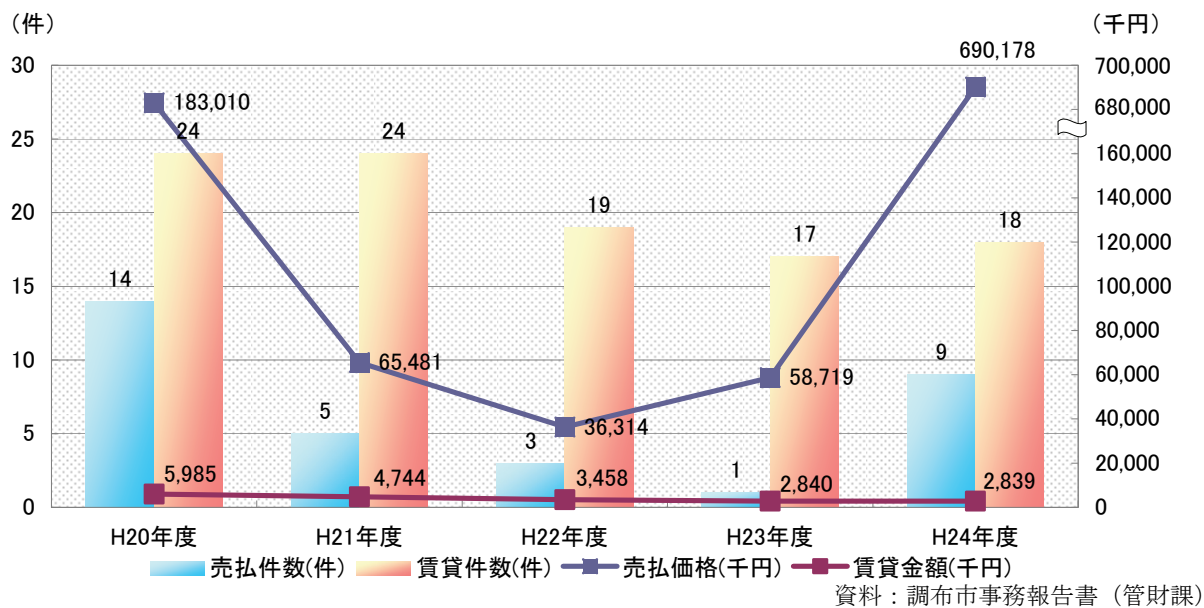
調布市では、限りある経営資源を最大限に活用し、事業の「選択と集中」を図りながら、持続可能で効果的・効率的な市政経営を推進していくため、平成13年度以降、基本計画の中で「行財政改革大綱」を定め、第一次から第四次までの「調布市行財政改革アクションプラン」（計画期間は各3年間）を策定し、人事給与制度の見直しや職員定数の削減、民間委託の推進、保有用地等の有効活用、行政評価制度の導入等、市民サービスの向上やコスト縮減・財源確保を目的とした行財政改革に継続的に取り組んで参りました。「第4次調布市行財政改革アクションプラン」では「量的な改革」推進のための集中10プランとして位置付け、3か年で19億5,800万円程度を見込んでいた財政効果について、約28億700万円を確保することができました。

今後も、厳しい財政状況が想定される中、新たな行政課題などに対応していくため、引き続き積極的に財源確保を図るなど、健全な財政運営に取り組む必要があります。

一方、地方分権の進展に伴う市町村への権限移譲や市民ニーズの多様化・複雑化により、行政需要は増加していることから、従来のやり方では、十分に対応することは難しく、行政の役割や行政運営の仕組みを見直すとともに、サービスによっては、水準の引き下げも視野に入れ、改革に取り組む必要があります。

◆有効活用や処分を行った市の保有財産の推移

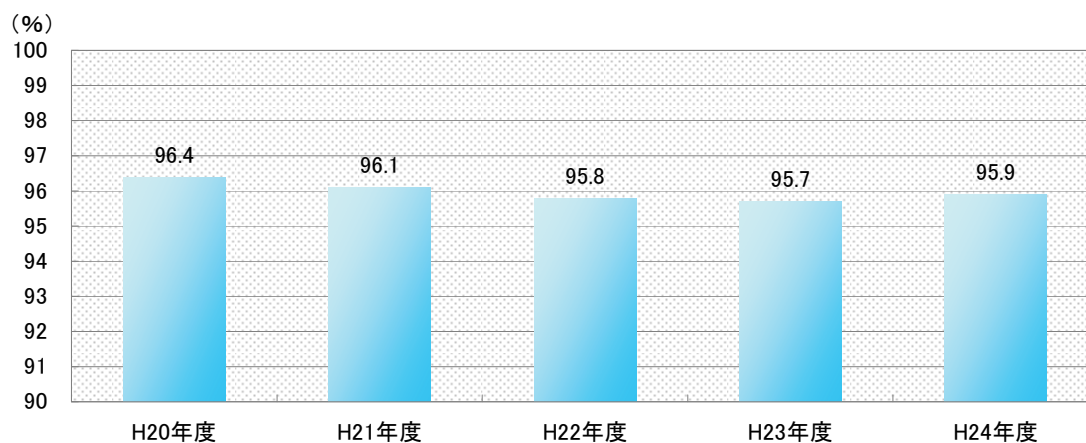
これまで5年度間で約10億円の土地を売却しました



◆市税徴収率

それまでは下降が続いていましたが、平成23年度を境に上昇に転じており、近隣自治体中5番目となっています

推移



平成24年度比較

